

京都市告示第 45 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第 36 条第 1 項の規定により、次のとおり法第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定しました。

令和 2 年 4 月 8 日

京都市長 門川 大作

- 1 申請者
株式会社る・みらいず（代表取締役 多田 智弘）
- 2 申請者の主たる事務所の所在地
京都市西京区桂朝日町 1 1 6 番地
- 3 事業所の名称
ケアカンパニーシュシュ
- 4 事業所の所在地
京都市西京区桂朝日町 1 1 6 番地
- 5 指定する事業の種類
居宅介護，重度訪問介護，行動援護，同行援護
- 6 指定年月日
令和 2 年 4 月 1 日
- 7 事業所番号
2 6 1 4 0 8 1 7 9 8

（保健福祉局障害保健福祉推進室）